

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。」の

次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号文中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の56」を「100分の58」に改め、同項第3号ア中「100分の13」を「100分の11」に改める。

第14条の2第1号中「同じ。」の次に「の額」を加える。

第14条の2の3中「第13条」を「次条」に改める。

第14条の2の4第1項第1号中「100分の56」を「100分の58」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「100分の13」を「100分の11」に改める。

第14条の2の10第1号中「同じ。」の次に「の額」を加える。

第14条の4中「第13条」を「次条」に改める。

第14条の5第1項第1号中「100分の56」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の13」を「100分の11」に改める。

第14条の6の次に次の6条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第14条の6の7から第14条の7の3までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条の規定による保険料の減免を行う場合においては、当該控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

（1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第14条の6の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第14条の6の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の6の4 第12条の規定は、前条の所得割額の算定について準用する。この場合において、第12条中「次条」とあるのは、「第14条の6の5」と読み替えるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第14条の6の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第14条の6の2第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算

額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の58に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の31に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の6の2第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の11に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額等）

第14条の6の6 第14条の6の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、政令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

2 第14条の6の3の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第14条の6の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の6の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（次条から第14条の7の3までに規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項の規定により減額する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第14条の7第1項中「第29条の7第5項第1号」を「第29条の7第6項第1号」に改め、同条第3項中「及び介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「又は介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「又は第14条の3」を「、第14条の3又は第14条の6の3」に、「第14条の2の9又は第14条の6第1項」を「第14条の2の9第1項、第14条の6第1項又は第14条の6第1項」に改める。

第14条の7の2第1項中「第29条の7第5項第3号」を「第29条の7第6項第3号」に改め、同条第3項前段中「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「及び子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、同項後段中「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「又は子ども・子育て支援納付金賦課額」を、「第14条の2の4」の次に「又は第14条の6の5」を加える。

第14条の7の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同項第2号中「第29条の7第5項第3号」を「第29条の7第6項第3

号」に改め、同条第2項中「第14条の2の9」を「第14条の2の9第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「第14条第1項」とあるのは「第14条の6の6第1項」と読み替えるものとする。
附則第15項から第20項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、子ども・子育て支援納付金分の賦課が開始されること等に伴い、所要の改正をする必要による。